

平 群 町 議 会  
文 教 厚 生 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和4年3月4日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 ( 開 議 )	3月4日午後2時0分宣告	
出 席 委 員	山 本 隆 史 岩 崎 真 滋 窪 和 子	植 田 い ず み 山 口 昌 亮
欠 席 委 員	な し	
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 福 祉 こ ど も 課 長 福 祉 こ ど も 課 主 幹	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 川 西 貴 通 大 浦 孝 夫 西 岡 勝 三 岡 田 康 裕
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世
付 託 事 件	議案第1号 平群町手話言語条例の制定について	
会 議 録 署 名 委 員 の 氏 名	委員長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。 山 口 昌 亮 窪 和 子	

開 会 （午後 2 時 0 0 分）

○委員長（山本隆史）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方にはお忙しい中、文教厚生委員会に出席いただきありがとうございます。

本日の案件は、本定例会で付託されました議案第1号 平群町手話言語条例の制定についてであります。委員の皆様方には審査いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

○委員長（山本隆史）

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○委員長（山本隆史）

最初に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員には山口委員、窪委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号 平群町手話言語条例の制定についての1件であります。

それでは、議案第1号 平群町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、説明を省略させていただきます。

これより議案第1号に対する質疑に入ります。窪委員。

○委 員（窪 和子）

皆様、こんにちは。それでは質問をさせていただきます。

今回、平群町手話言語条例を制定するに当たりまして、これまで町が実施をしてきていただきました聾者の方と手話に対する理解啓発の取組内容と予算についてを、まずお尋ねをいたします。

○委員長（山本隆史）

福祉こども課岡田主幹。

○福祉こども課主幹（岡田康裕）

それでは、ただいまの御質問の、まず取組内容について御説明いたします。

取組内容につきましては、まず手話通訳者の配置は平成28年7月から本庁舎で常時配置しており、県下の町村では4町のみで、平群町は先駆けての配置を行っております。また、町主催のイベント等、例えば成人式、住民説明会などにおけます手話通訳者の設置を行っております。また、個人の生活の場、例えば病院などへの手話奉仕員の派遣。手話奉仕員等、また要約筆記、点訳、朗読などの養成講座の実施。町職員や社協職員、民生委員への手話講座や手話教室の開催。毎年、意思疎通支援に関する関係団体と意思疎通の必要な方への支援についての懇談会を実施しております。

また、予算につきましては、手話関連事業の予算額といたしまして、手話通訳者の配置で約270万円、手話奉仕員・要約筆記員の派遣事業や養成事業などの地域生活支援事業で約540万円、毎年約810万円の予算を計上しております。

以上です。

○委員長（山本隆史）

窪委員。

○委員（窪 和子）

ありがとうございます。これまでから充実した取組をしてきていただいておりますが、私も災害時のバンダナをはじめ、また耳マークの窓口の設置もこれまで提案をさせていただき、今置いていただいておりますが、今回新たに新規の条例を制定することで、これまでの実施以上にさらに具体的にどのように変わるのかを、まずお尋ねをしたいと思います。

また、今回の制定に当たり、関係団体の皆様とも御協議をされたとお聞きをしておりますが、具体的にどのような御要望があったのかもお尋ねをしたいと思います。

○委員長（山本隆史）

福祉こども課岡田主幹。

○福祉こども課主幹（岡田康裕）

2点目の具体的に何が変わるかについて御説明させていただきます。

条例制定に伴いまして、まず手話は言語であるという認識の下に、町民への手話への理解を深め、手話の普及を図るきっかけとなりまして、その結果、手話を必要とする町民の社会参加を保障し、全ての町民が共生する社会の実現につながるものと考えております。例えば、条例制定によりまして、幼い時期から学校などでの手話を学ぶ機会をつくることにより、手話を身近なものとして、

手話への興味や理解が深まることが期待できる。また、現在、手話への理解や普及を図るため、手話奉仕員の養成講座等を行っておりますが、条例制定によりまして、手話への関心を持っていただくことで、手話奉仕員の講座や手話教室への参加が増え、手話奉仕員の確保や育成につながるものと考えております。条例制定によりまして、手話は言語であるとの理解や普及が進み、聴覚障がい者の方への配慮にもつながると考えております。

あと、2点目の要望内容についてです。

要望された点につきましては、まず条例の中に、条例の制定の趣旨である前文の記載や、財政上の措置の文言の追記、また事業者への役割の中で、障がい者に対して負担等を取り除くための対応としての合理的配慮の検討などの御意見を頂きまして、町で再度協議し条例案を作成し、関係団体からも一定の御了承を頂いております。

以上です。

○委員長（山本隆史）

窪委員。

○委員（窪 和子）

ありがとうございます。この条例を制定しまして、今まで実施して下さった以上に、また平群の町が本当に手話が言語であると、多くの町民の皆様が認識をしていただく取組が本当に大事になってまいります。例でですね、幼い時期から学校などで手話を学ぶ機会をつくることにより、手話が身近なものとして、手話への興味や理解が深まることが期待できると、このように今御答弁がありました。この新規条例では、他の自治体では学校等における手話に関する理解の促進を条例に明記をされているところも多数ありますが、平群は明記をされておられません。手話が本当に言語であるということを小さい頃から学ぶことが大変私も大事だと思いますが、学校における手話の普及についてですね、関係団体の皆様からは御要望がございましたか。

また、現在、小学校での手話教室を開催をされております。社協だよりですね、今月3月号では本当に手話の特集のような形で掲載をしていただき、また平群北小学校の手話教室のことも詳しく掲載をしていただいて大変感動いたしておりますが、各学校の開催状況についてもお尋ねをしたいと思います。

○委員長（山本隆史）

福祉こども課岡田主幹。

○福祉こども課主幹（岡田康裕）

大きな3点目の学校での関係団体の要望についての御質問です。

関係団体からの要望といたしまして、手話に関する理解の促進を図るための

学校予算を確保してほしいとの要望がありました。また、町の責務や町民の役割の中に、こども園や各小学校におきましても、手話への理解普及を図っていくものとしております。

2点目の各学校の開催状況についてですが、平群北小学校では、毎年、全児童を対象に手話教室を開催されており、今年度も全児童を対象に手話教室を開催されました。また、平群小学校では、今年度に5年生対象の手話講座を実施され、平群南小学校では、以前に小学4年生対象になりますが、手話教室を総合学習の中で実施されたと聞いております。

○委員長（山本隆史）

窪委員。

○委員（窪 和子）

関係団体の皆様からも学校の予算を確保してほしいという要望があったけれども、この条例の中の町の責務や町民の役割の中で、こども園、各小中学校においても手話への理解と普及を図っていくということで御理解をしていただいたというふうに受け止めさせていただきますが、三つの小学校で、それも少しばらつきがあるように、今、開催状況をお聞きをいたしまして感じた次第であります。今回の新規制定を機に、平群町の子どもたちがどこの学校に通ってても、この手話は言語であるという手話の講座ですね、平群北小でも今回取り組んでいただいた講座をね、各学校、こども園、また中学校でしっかりと本当に平等にといいましょうか、全ての子どもたちにそういう機会をつくっていただきたいとお願いをしたいと思いますが、この点につきまして再度御答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（山本隆史）

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

各学校での取組のことを今後どのように考えているかということの御質問とします。手話が言語として手話への理解を深めるには、まずは幼い時期から定期的に手話を学ぶ機会をつくることが重要とまずは考えております。子どもたちが手話を学ぶことで、友達や御家庭でお話しをされますので、そういうことによって手話が身近なものとして手話への興味や理解が深まることを期待できますので、関係団体や教育委員会をはじめ、また各小学校、こども園とも相談しながら今後進めていきたいと考えています。よろしく申し上げます。

○委員長（山本隆史）

窪委員。

○委員（窪 和子）

ありがとうございます。町の責務としてというふうに言われておりますので、予算等も明記はしておりませんが、しっかりと本当にここで可決をしましたら、4月1日から施行しますので、関係団体の皆様にもしっかりとお聞きをしていただいて、前に進めていただきたいと思います。

そして、第7条で施策の推進が明記をされておりますが、具体的な方針を確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（山本隆史）

福祉こども課岡田主幹。

○福祉こども課主幹（岡田康裕）

第7条に施策の推進の項目を設けております。その具体的な内容につきまして、御説明させていただきます。

まず一つ目に、手話への理解の促進や普及を行う施策といたしまして、広報紙、ホームページによる手話の普及や手話教室、手話講座等の実施を考えております。

2点目の手話による意思疎通の支援に関する施策としまして、聾者と手話によるコミュニケーションができる人材を育成するための手話奉仕員養成講座を開催し、手話通訳者の育成を図っていきたいと考えております。

三つ目の手話による情報取得としまして、庁舎に今現在、手話通訳者を配置しております。また、町主催のイベント等における手話奉仕員の配置、また聾者が社会参加する様々な場面での手話による情報取得ができる手話奉仕員等の派遣事業の推進などを考えております。

以上です。

○委員長（山本隆史）

窪委員。

○委員（窪 和子）

ありがとうございます。町だけではこれは前へ進めませんので、本当に関係団体の皆様のお力をお借りしなければならないと思いますが、中でも1番目の手話の普及に関する施策といたしまして、先進地としての大和郡山市などでは、条例の制定に合わせて公式ホームページで手話による挨拶などの手話動画が配信をされておりました。私も今まで本当にいろんな会議、催しで手話の通訳の方、奉仕員の皆さんが立ってくださって、それは本当に感謝しておりましたが、自らが学ぶ機会はこの手話の動画をいつでも見れるようなものがあれば、まず挨拶からできるっていうのは本当にうれしいことでもありますので、大和郡山のこういうものもしっかりと検討していただいて、また一昨日、本会議初

日、山本委員長のほうからもたくさんの御提案をされておりましたので、関係団体の皆様とも御協議いただいて、手話が本当に普及ができるように、本当に平群の中で変わったなというような雰囲気になるように、またお力を関係団体の皆様にもしていただきたいと思います。

そして、最後にですけれども、今回、新規条例を制定することで、手話が言語であるとの認識に基づき、町民が手話の理解の広がりを実感できる平群の町を目指すことが本当に大事だと認識しております。最後に、西脇町長はどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（山本隆史）

町長。

○町長

それでは、窪委員の質問にお答えさせていただきます。

手話言語条例の制定により、全ての町民が手話が言語であるという認識に基づき、手話を第1言語とする聾者の権利を尊重しながら、手話への理解が広がることによって地域で支え合い、安心して暮らせることができるまちづくりにつながると認識しております。今後におきましても、手話への理解と普及を図るため、委員から御提案を頂きました内容を踏まえまして、関係団体の方々の御意見を聞きながら、しっかりと取組を行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山本隆史）

窪委員。

○委員（窪 和子）

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（山本隆史）

ほかございませんか。植田委員。

○委員（植田いずみ）

幾つかお聞きをしたいと思います。まず、この条例制定に伴って、事業者の役割ということで位置づけはされているんですが、これについては町としてどのような形でこの事業者の方々への役割を理解していただいたり、協力いただこうと思っているのかというのが1点。

それと現在、平群庁舎で手話通訳として1名の方がいらっしゃるんですけれども、この条例を制定をして、ここをきちっと言語として手話を位置づけていくのであれば、1名だけではね、なかなか職員さんの休暇の問題とかいろんな問題があってできないですし、今、手話通訳の方を必要とする場合、メール何がして、いついつ来庁します、何時頃来庁しますということをやられて、それ

からというのがあるみたいですのでね、言語であるならば、いつ行ってもそういう対応ができるような状況を今後つくっていかないといけないなというふうに思うんですけど、その中では手話ができる職員の方はやっぱり複数名配置をしていくということが、今後町としては必要になってくるのではないかなと思うんですけども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（山本隆史）

福祉こども課岡田主幹。

○福祉こども課主幹（岡田康裕）

まず、1点目のいわゆる事業者への役割の中で具体的にどのような周知を図っていくのかという御質問だったと思います。まず町全体につきましては、広報紙のほうを全戸配布させてもらいますので、町内の事業者のほう、個人事業者の方とかでしたら、そういう部分で周知を図っていけるかなと思っております。ただ、大型店舗とかそういった分も当然ございますので、そのあたりはチラシ等を作成させてもらいまして、全て行き渡るかという問題あるかもしれませんが、商工会を通じてチラシのほうを配布させてもらって、事業者の役割というものも十分理解いただいて、取り組んでいただきたいと思います。

2点目の手話通訳者の配置の関係です。ちょっと冒頭で言いましたとおり、28年7月から手話通訳者、平日ですね、常時配置をしております。それまでは、例えば限られた時間とか配置を行っておったわけなんですけど、そういう形で平日、ちょっとほかの自治体でも月、火、木とかそういった常時配置できてないような市町村もあるとも聞いてますし、町ではまだ4町しか配置できてないとも聞いてます。人員の配置の関係につきましては全体の関係もありますので、ちょっと言えないところがありますが、実際利用される方に不便のないように、例えば事前に連絡いただくなどの対応を取っておりますので、人の配置のほうにつきましては検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山本隆史）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

すぐにどうのこうのってことじゃないんですけど、将来的にはやっぱりそういうことを、私は条例制定をする以上ね、それに見合った形の対応ができる行政であるべきだというふうに思いますし、職員の中でもね、手話通訳が一定できるものを育成していくということも大事かなというふうに思うんですね。そうやって、いろんな形で行政サービスがきちっと聾者の方々にも受けられる状況をね、やっぱり平群町としては今後、条例制定に伴って、それに向かってや



っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（山本隆史）

ほかに質疑ございませんか。岩崎委員。

○委員（岩崎真滋）

皆様、こんにちは。それでは質問させていただきます。

条例の第6条のところに、事業者の合理的配慮というところ、先ほど植田委員からも質問があったんですけども、国の法律としても、2016年に障害者差別解消法が施行されまして、その中に合理的配慮という文言が出てきました。そして、2021年、障害者差別解消法の改正がありまして、民間事業者にも合理的配慮を義務化されたというところがございます。機会の不平等を解消するというところはなかなか難しいなというところもあると思うんですけども、合理的配慮、国の法律にも入っているんですけども、平群町の独自の合理的配慮というところを何かの具体例があれば、平群町内の関係団体とも話し合いをされたというところも聞きましたので、もし何かちょっとそういうところで課題が、もしあればお聞かせください。

○委員長（山本隆史）

福祉こども課岡田主幹。

○福祉こども課主幹（岡田康裕）

合理的配慮の関係です。まず合理的配慮っていうのは、先ほど岩崎委員おっしゃったとおり、役所や事業者に対して障がいのある人から社会の中にある負担等を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担を重過ぎない範囲で対応することとされております。実際、こちらのほうの合理的配慮というのはすごく大事な言葉でありまして、そういった意味で、関係団体のほうからそういった言葉のほうはすごく大事な言葉なんで、条例の中に入れてほしいというような御意見がございました。その中で、事業者の役割の中に合理的配慮という言葉を使わせてもらったような形です。具体的に、そしたら事業者の役割の中でどういうときに使うのかってなってくると思うんですけど、店のほうに、例えば聾者の方が行かれたときに、当然手話とかが使えない方がほとんどだと思いますので、その際に筆談とか何かメモを書きながら御説明して意思疎通を図りながら、負担をかけない範囲で対応していただくような形を想定しております。

以上です。

○委員長（山本隆史）

岩崎委員。

○委員（岩崎真滋）

ありがとうございます。なかなか、いざお店に入ったりとか電車に乗るとかいうところで、いろんな課題があるのかなと、自分自身も感じるときはあります。今回、平群町手話言語条例の制定ということで、ひとつ平群町も町独自の施策を打って行って、全町民が暮らしやすい町になるように目指していただいで推進していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山本隆史）

ほかに質疑ございませんか。山口委員。

○委員（山口昌亮）

初日に言いましたけども、要するに条例をつくるというのは確かに大事なことですし、平群町は遅かったぐらいだというふうには思ってるんですが、一番大事なのは、実効あるものにすることだと思ってるんですね。初日には、だからそのために、新年度予算ではどのように反映されてるのかという話を質問させていただきました。その質問に対してはですね、先ほど窪委員からの質問の答弁にもありましたけど、これまでやってきた内容を説明されたということですね、新たなことはないということでした。今いろいろ質問を聞いてましてですね、一番大事なのは言語として使えるようにすることですから、そうであれば最終的な目標は全ての人が手話を使えるって、使いこなすかどうかは別にして、日常会話程度は使えるようにすることだというふうに思うんですけどもね。そのためにはですね、実際に聴力障がい者の方で手話でお話しされる人が、例えば自分の日常会話の中で困ることなく生活ができるということになれば、町でいえば町の窓口、それから今事業所の話も出ましたけど、スーパーやお店とかですね、そういうところで普通にスムーズにいけば一番いいわけですけども、そのため平群町としてどこまでいくかは別にして、やっぱり計画を立てないと駄目だと思ってるんですね。理念条例っていうような言い方をされてましたけども、しかし実際に実効あるものにしようと思えばそれが一番大事なんです。そういう計画をきちっと立てるということになってるのかどうか、その点どうですか。

○委員長（山本隆史）

福祉こども課岡田主幹。

○福祉こども課主幹（岡田康裕）

山口委員が最後におっしゃいました計画に関しましては、具体的には定めておりません。まず、この条例の趣旨のほうは、山口委員もおっしゃってましたけど、まず手話への理解をいただく。理解いただいた上で手話を普及していく

っていう理念の条例ですので、計画的に何かをするではなくて、今やってる事業をまず理解いただくために、継続して繰り返しやっていくのがまず一番の理解を深めるための方法だと思っておりまして、ですから具体的に何か計画、今年度はこんなことをしますではなくて、まず理解いただくために周知、広く知らしめていくというのが大事だと思っておりますので、そういった意味で記載させてもらっておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○委員長（山本隆史）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

いや、ちょっと違うんですよ。そんなこと言ってない。今年ここまで、来年ここまでってそんなこと言ってるんじゃないですよ。言語として使うということであれば、日常会話として使えるようにするということでしょう。もちろんすぐいかへんから、それが目的のための条例じゃないですか。じゃあ、そうするためには何から始まるのかということになるわけですよ。だから、手話で日常的に会話できるようにしないとあかんということは、例えば平群町だけでいえば、平群町の住民が全てが手話で日常会話ができる状況をつくるっていうのが究極の目標になるわけですよ、そういうことでしょう。もちろんそこまではないですけど、一応理想的な目標としてはそうじゃないですか。そのために町行政として何をやるのかっていうのを考えていく必要があるわけですよ。まず最初に、例えば身近な問題で言えば、平群町の窓口で何かをするときに、当然そのために窓口で28年から、私も以前に一般質問させていただきましたし、今日、傍聴に来られてる繁田さんも何回も質問されてたと思うんですけどもね。平群町はやっと28年にできたわけじゃないですか。斑鳩町はそのずっと前から置かれてましたけど、平群町は徐々に、最初は短かったですけど、今はまあということらしいですけども。だから、それもさっき植田委員の質問にあったように、窓口を複数にする。複数にするって、何も手話通訳だけで仕事してるわけじゃないでしょう。当然普通の行政としての事務の仕事もされるわけですから、そうなってくると何が大事かということ、役場の職員が手話が使えないと駄目でしょう。

そこで一つ聞きますけど、今、平群町内の中で手話通訳者、通訳される方、それから手話がある程度、日常会話として使える方、それはどれぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（山本隆史）

福祉こども課岡田主幹。

○福祉こども課主幹（岡田康裕）

職員でという御質問だと思うんですけど、実際、いわゆる手話通訳者以外で使える者というのはほとんどいないと思っております。

○委員長（山本隆史）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

平群町はずっと職員の中で、手話の講座とかに参加されてたんじゃないですか。いや、そういうふうに聞いてましたよ、以前。手話通訳者を配置する前も、もちろんどこまでできるかは別ですよ。でも、ずっとそういう講座をしてたというのは聞いてるんですけど、それと町内にどれぐらいおられるかっていうのは当然つかんでないということみたいですけども、以前ね、私が一般質問したときに手話通訳者はどれぐらいいらっしゃいますかって、ランクがあるらしいんですよ。奈良県でもそんなにたくさんいらっしゃらないって話を聞きましたし、平群町でもいろんなイベントでやっていただいている方がいらっしゃいますけれども、その方のレベルというのは相当高いわけですよ。それも平群町では何人もいらっしゃらないという、当時ですよ、話でしたから、その辺も含めてね、町のほうではある程度つかんでやらないと。

ほんで、その講座を開くにしたってお金が要るわけでしょう。会場を借りたり、ほんで、その講師の方も必要になりますし。今、小学校は平群北小学校だけって、さっき答弁でおっしゃいましたけど、当然講師が来てもらってやるわけでしょう、学校が。そんなんを平群南や平群小学校でやるんだったら、またそういう講師の方をお招きしないと駄目ですから、そういうのも計画的にしないと駄目だ。そういうふうに一気にはできないけども、徐々にではあっても条例をつくるんですから、そういう予算を、別に大きい金額でなくてできるわけですから、徐々にしていくためにはそういうのを計画的にどうするんですかって聞いてるわけですよ。そのためには、目標とかを持たないと駄目でしょう。そのことを最初に言ったわけやん。だから、何もないんですよ、初日に聞いて答弁がなかったように。結局何も考えてない。嫌事と言えばそうなってしまいうんですよ。だから、今までやったことはそれはそれでええんですけど、せっかくだらなくつくってというふうに町長が提案するって決めたときに、最初にやっぱりね、そういうことをしないと。ほんで、職員のほうは今はもう全然それじゃあ講座にも参加してないし、何もやってないわけ。いやいや、まあそれが一つね。

ほんで、そこで言いたいのは、当然職員がある程度、日常会話できるようになれば、窓口はすごくやりやすくなるわけですよ、聾の人たちにとってはね、全部が全部とは言いませんが。だから、窓口業務の中である程度、そういう日

常会話が手話でできるような形を取るための講座に参加してもらおうとか、当然その場合は職免をしてやるとかですね、そういうことも含めて計画を立ててほしいと言ってるわけ。だから、どういう計画を持ってるのかって聞いたら、ないわけでしょう。ただ単に、住民の方が手話が言語やと理解してもらえればいい。それはちゃんと広報に載せれば、皆さんは理解されますって。理解したって使えなかったら、ただ理解してるだけの話ですよ。ほんで手話で話しかけられたって、返せなかったらあんまり意味がないじゃないですか。そのことを言ってるんですね。具体的に、だから実効ある対応をしてほしいということなんですよ。

○委員長（山本隆史）

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの質問の計画ということで、おっしゃるとおり、今後、日常的に皆さんが日常会話までできればいいんですけども、まずは周知を図るということで重点を置いています。今後の進め方につきましては、先ほど小中学校も含めまして、先に認識を深めていただいて、今後、また取組については、関係団体とも意見を聞きながら、今年度の予算は4年度は間に合わなかったんで、次年度以降、前も答弁させていただきましても、それについては関係団体の意見を聞きながら、取組のほうでは一步一步、一つずつ進めていきたいと、そういうふうに考えてます。計画のほうは、今回は条例には入ってませんが、そういう考えでいます。

○委員長（山本隆史）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

それで結構なんです。それでね、ただね、つくるときはそういうふうに言ってくれるんだけど、だんだんもうできてしまうと、そのままずっとずるずるいくということも多々あるんでね。この場合は、関係団体の方々も毎年協議するというのであれば、当然そうはならないと思うんですけど、その点はしっかりやっていただきたい。いや、結局そこなんです。住民の皆さんにはもちろん広報やホームページで周知されればええと思うんですけどもね。行政に対しては一番大きなのはやっぱりスーパーでしょう。スーパーなんかやったら、全国チェーンでやってるところも多いですから、大企業ですからね。そういうところはちゃんと申入れすれば、よく分かっておられると思うんで、配置してくれるかどうかは別にしてね。その辺の理解はあると思うんです。全国的なことだったらそういうふうに対応してるところもあると思うんで、それはやっぱり

町のほうから1店舗ずつ申入れをされたらええと思うんですよ、チラシ配るだけじゃなしに。そういうこともお願いしておきます。私から言いたいのは、要するに財政的な支援をしっかりとやっていただきたいということです。

以上です。

○委員長（山本隆史）

ほかに質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（山本隆史）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（山本隆史）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決を行います。本案は原案のとおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（山本隆史）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いします。町長。

○町長

文教厚生委員の皆様には、慎重審査いただき本当にありがとうございました。本会議におきましても可決いただきますようお願い申し上げます。本日は本当にありがとうございました。

○委員長（山本隆史）

慎重審査いただきましてありがとうございました。

本日の文教厚生委員会はこれをもって閉会いたします。

（ブー）

閉 会 （午後 2時37分）